

平成 25 年（ワ）第 252 号、平成 26 年（ワ）第 101 号、平成 27 年（ワ）第 34 号、平成 29 年（ワ）第 85 号、令和元年（ワ）第 274 号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 菅野清一 外 393 名

被 告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (540)

(被告準備書面 (291) (292) (293) に対する認否反論)

2020 (令和 2) 年 9 月 30 日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 寺 利 孝



同 広 田 次 男



同 鈴 木 堯 博



同 米 倉 勉



同 高 橋 右 京



同 宮 腰 直 子



同 若 生 直 樹



第1 被告準備書面（291）、同（292）及び同（293）に対する認否

原告らは、被告の事実関係の主張については知らないし否認し、法的関係の主張については争う。

第2 被告準備書面（291）に対する反論

1 被告主張「第2 本件事故前の川俣町ないし川俣町山木屋地区の客観的状況」について

被告は、山木屋地区の状況の変化が過疎化、人口減少、高齢化等の影響であるかのような主張をしているが、他の一般的な市町村の状況と比較すれば、山木屋の状況の変化が本件事故によって生じたものであることは明白である。被告主張は単に過疎化等を口実として原告らの被った被害を覆い隠そうとするものであり、主張自体失当である。

2 被告主張「第3の2 空間放射線量の推移」について

被告は「避難指示の解除後に山木屋地区での生活を送るにあたって、放射線による健康影響を懸念しなければならない状況にないと認められる。」（11頁）と主張しているが、論外である。

山木屋地区全体面積の64%を占める山林は、セシウム137などの高濃度の放射性物質が蓄積、累積している。循環型農業を営んできた山木屋住民にとって山林抜きの生活はありえないが、住民は山林に立ち入ることができない。山林が除染されていないことに加えて、山木屋地区には至る所に「ホットスポット」もある。

とりわけ子供たちは、健康影響を懸念しているために、山木屋には帰還しない。その結果、山木屋から子供がいなくなったという異常事態が生じている。この点だけを見ても被告主張がいかに的外れのものかは明白である。

3 被告主張「第3の5（1）商業（小売業）の状況」について

被告は「本件事故以前からの長期的な傾向として、過疎化等の要因によるとみられる商店（小売店）数の減少が川俣町全体に生じていたとの上述の事実を踏まえると、

本件事実の有無にかかわらず生活圏内の商店が閉店するという事象は起こり得たものであって、・・・これらの事情による精神的苦痛は本件事故による損害であると評価しえない」（15頁）と主張する。

しかし、山木屋に帰還した住民は、本件事故発生当時と比較すると、28.0%に減少してしまった。本件事故により、商店（小売店）の顧客となるはずの住民が1241人から348人へと減少したこと（原告ら最終準備書面第3部・第3章・第4）が原因で、多くの商店が閉店に至ったものである。被告主張はこの事実を糊塗しようとするものであり、失当である。

それは、商店を経営していた原告鳴原益美（原告番号180）は本人尋問で以下のように述べていることからも明らかである。

問「今後、店を再開する見込はありますか。山木屋ですか。」

答「山木屋でということですね。

山木屋で店を再建したとしても、営業としては成り立たないと思います。特に私の店は、薬という特殊なものですから、3つよりも5つあった方がいいって考えられる商品ではありません。商圈の中に、津島地区、それから比曽地区、長泥地区も入っておりますので、そういう意味でも顧客数が確保できない状況です。」

問「甲A第622号証を示す。1ページ目を示します。これは、平成30年1月1日現在の山木屋地区の居住状況を示したものなんですが、これによると山木屋に帰還した住民は120世帯279人ということになります。このような帰還状況で、店舗の営業を成り立たせることってできるんですか。」

答「無理だと思います。」

問「他の店舗の営業については、同じような状況なんでしょうか。」

答「さあ、それは詳しく聞くチャンスもなくてあれですけども、この人数だけ見れば、よそからのお客さんを確定的に得られなければ、ちょっと無理だと思います。」

（以上、原告鳴原益美本人尋問調書32～33頁）

4 被告主張「第3の5（3） 営農について」について

被告は、農地の除染を経て、トルコギキョウやそれ以外の花卉類等の実証栽培など、
営農の再開に向けて動き出したかのような主張をしているが、被害を矮小化するもの
であって、全くの誤りである。山木屋地区においては山林除染がされていないことによ
つて営農再開が著しく困難ないし不可能となったことは原告最終準備書面（第3章
第3の4及び第3章第4（5））で述べたとおりである。

5 被告主張「第3の6 帰還の状況・帰還しない判断の理由等」について

被告は、「住民意向調査報告書」（乙B189）のデータを引用して、「山木屋地区への
帰還が進まない背景には、利便性の高い避難先地域において生活基盤を得たことに基
づく避難者各自の判断の結果であるという側面があると考えられる。」（21頁）と
主張している。

しかし、帰還しないとの決断をした住民は、本来戻るべき「ふるさと」山木屋が本
件事故により「剥奪」された結果、放射能汚染の山木屋に戻ることができなくなつた
ために、長期間に亘って避難先での生活の継続を余儀なくされ、そこに「生活基盤」
を得るしか他に方法がなかつたのである。

「生活基盤を得た」のは本件事故によって帰還できなくなったことの結果に過ぎな
い。被告主張は意図的に本末を転倒したものであり、失当である。

6 被告主張「第4 結語」について

被告は、「帰還した上で生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞ
れの選択に可能な限り資するような枠組みのもとで賠償を行っている」（22頁）とし、
「そもそも近隣住民の数やその構成、産業やインフラの状況は不変のものではなく、
そのような地域全体の客観的状況が不変であることを期待することはできない」（23
頁）としたうえで、「避難先での生活を継続する中で、あるいは帰還後の生活環境が本
件事故前と同様でないことにより、精神的苦痛を感じる者があったとしても、そのよ
うな苦痛をもって本件事故に起因する損害であると評価することはできない。」（23
頁）と主張する。

しかし、原告らの主張する「故郷剥奪損害」にいう「故郷」とは、「人と自然とかわり」、「人ととのつながり」、「その永続性や持続性」という三つの要素が三位一体で切り離せないものとして存在している時空間であって、個々の人間の尊厳ある暮らしを支える基盤となる「共同性」こそが「故郷」の本質をなしているものである。

被告主張は、「故郷剥奪」という争点をすり替えようとするものであって、自らの責任を顧みない極めて不当な主張といわなければならない。

第3 被告準備書面（292）に対する反論

1 被告主張「第1 花卉栽培」について

被告は、「山木屋地区での花卉栽培を再開又は新規に開始した方々の存在が認められるところである。」、「花卉栽培により生計を立てるという点まで含めて、山木屋地区において継続的に営農していくための環境は十分に整っているといえる。」（4頁）などと、非現実的な主張をしている。

しかし、本件事故前に花卉栽培を行っていた原告らはいずれも営農再開ができなかった。

本件事故前に農業法人有限会社夢農園を設立して山木屋で一番手広く花卉栽培を行っていた原告菅野英夫（原告番号121）は、営農再開が不可能となった経緯について、本人尋問で以下のように述べている。

問「帰還した場合に、仕事の面ではどういった支障が出ますか。」

答「仕事は困りますね。いまだ先が全く読めないような状況で、山木屋で何か事業を起こうとしても、フレコン、除染廃棄物のフレコンバックがあるうちは売れないと感じますんで。」

問「ちょっとその辺についてお聞きしたいんですけども、まず、現時点で農園を再開することは不可能なんですか。」

答「はい。先ほども申しましたけれども、パートさん、従業員の教育する時間を考えると、なかなか大変かなと。現に、今まで震災前に来てくれたパートさんたちは、もう別な仕事をしてますんで、その人たちを郡山か福島から呼び戻すわけにもい

きませんので、なかなか事業の再開というのは難しいと思います。」

問「そもそも自宅敷地周辺、農地などの除染というのは行われたんですか。」

答「はい。」

問「そうすると、土はどうなったんですか。」

答「土は、表土を剥いで新しい土を入れましたんで、土はもう、自分が作った土でないような状況ですね。」

問「そうすると、まず土作りから始めなきやいけないということになったんですか。」

答「はい。」

問「事業を再開する場合、まずお一人で投資をして、再開して、軌道に乗ったら従業員を雇うという順番になるんですね。」

答「はい。でも、僕ももう今年の4月で60歳なんで、これから何年も掛けて事業再開、土作りだ何だかんだというのは、ちょっと考えられないような状況ですね。」

問「大体初期投資として、どれぐらいの費用が見込まれますか。」

答「そうですね。新しい何かをやろうとすると、やっぱり3000万円、5000万円というようなお金は必要になりますね。」

(中略)

問「事業再開について話を戻しますけれども、仮に菅野さんが先ほど述べたようなハードルを越えて、花を作った場合、それは売れるんですか。」

答「今も山木屋で花を作っている方がいらっしゃいますけども、僕も復興事業で、今いわきで水耕栽培のトルコキキョウを作ってるんですけども、やっぱり福島の農産物というのは風評被害に遭いやすいって感じてます。というのは、物が少ないとき、供給が多くて需要が多いときは、そこそこに売れるんですけども、物が多くてだぶつきぎみのときは、やっぱり他の北海道だったり長野だったりの花が強くて、福島のものは後回しになってしまふというような傾向が見られますね。」

(中略)

問「それで、こうやって花弄栽培を再開できないのは、山木屋の他のお宅も同じ状況なんですか。」

答「はい、と思います。」

(原告菅野英夫本人尋問調書29~33頁)

2 被告主張「第2 医療機関（山木屋診療所）」について

被告は、山木屋診療所について「本件事故前後を通じて診療日数に大きな変更はなく、むしろ過疎地域の医療機関として診療上の困難を抱えた施設であったことは、本件事故前後を通じて同様である。」（5頁）、「したがって、山木屋地区における医療サービスの提供状況には、本件事故に起因する変更は生じていないといえる。」（6頁）などと主張する。

しかし、被告主張は、本件事故により、山木屋診療所の診療日が週3回から週2回に減少したことが住民にとっては大きな変更となってしまったことを無視した謬論である。

この点について原告菅野清一（原告番号83）は本人尋問で以下のように述べている。

問「甲A第甲A第625号証を示す。

これは、山木屋診療所の川俣町ホームページから取ったものですが、この山木屋診療所の役割というのはどういうふうに言えますか。」

答「まず、今まで週3回やってました。その前は、韓国人の医者がいたときは毎日やってました。これは、国保会計から支出してます。今は、業務委託してまして、指定者管理制度で済生会病院に委託して、今、週2回2時間ずつ。議会でも出ました、山木屋の人は週2回しか病気にならないのか、怪我しないのかと、なりましたけど、国民健康保険という法律から見るとおかしいんじゃないかと。誰でもいつでも病院に掛かれるから国保税払ってるのに、このままは何なんだとことだつたんですけど、済生会の方でも、これ以上引き受けできないということで、週2回2時間ずつ診療して、今は1日5人か6人の健康な人だけが行っています。

問「この写真の右下の備考欄に、月曜日、午後2時から4時まで、それから水曜日午前10時から12時までというふうに書いてありますね。」

答「そうですね。」

問「そうすると、余り利用できないということなんですか。」

答「本当の疾病抱えてる人は戻ってませんから、そういう人はもう他の病院へ行つてます。」

(原告菅野清一本人尋問調書36頁)

3 被告主張「第3 山木屋地区新春の集い」に対する反論

被告は、「平成29年1月8日、山木屋自治会主催の『平成29年新春の集い』が開催され、地区内の関係者約60名と新成人を迎えた8名も参加した例に見ても、山木屋地区における地域コミュニティそのものが再開しているという点も本件事故後の復興復旧を基礎づける具体的な事実として考慮されるべきである。」と主張するが、失当である。

「新春の集い」などのイベントを開催しても地域コミュニティが再開したとは到底言えないことは、川俣町人権擁護委員や山木屋の復興委員を務めていた原告遠藤貴美子(原告番号176)が本人尋問で以下のとおり述べていることからも明らかである。

問「復興委員というのは、どういうことをされているんですか。」

答「皆さん集まって、山木屋の地区の方が戻られた方のために、暗いところなので、それこそ街灯をあちこちに付けようとか、あるいは一人暮らしの老人というか、お年寄りの方が多いので、消火器を戻った方には必要だったら配つたらいいんじゃないとか、そういう細かいところから、これから先の山木屋に必要なもの、こんなの必要ではないかというもののお話しをしております。」

問「それで、復興のイベントというのは、何をしているんですか。」

答「いろんな川俣町の产品的シャモの屋台というか、お店が並んだりとか、あるいは地元の納豆屋さんが納豆を売りに出したりとか、そういういろんなイベントをやりながら、あと発表でしたら山木屋太鼓の人たちが来ず発表したりとか、川俣でやっているコスキンのケーナの演奏の方が来たりとか、去年はハワイアンズのフラダンスが来たりとか、いろんな方が来てイベントをやっております。」

問「そういうイベント開催の目的なんですかけれども、そのイベントをきっかけとして、山木屋に帰還をしたりだとか、あと山木屋に新たに定住する人が出てくるのを期待しているんですか。」

答「多分それもあると思いますが、私はイベントって、癒やしの場でしか感じられない。」

問「そういう目的があるということですね。」

答「ええ、そうです。」

問「参加者は、何人くらいいますか。」

答「少ないときでも 100 人ぐらいから、多いときで 5, 6 百人は来ているとお伺いしております。」

問「その参加者の中に、山木屋の方は何人くらいいるんですか。」

答「とても少ないかなと思っています。この間、100 人ぐらいの参加のイベントのときに聞いたらば、20 人ぐらいだったかなというお話をありました。」

問「そうすると、そのイベントの参加者は一見多いように見えるけれども、その中で山木屋の人は非常に少ないということですよね。」

答「はい、少ないというふうに感じています。」

問「どうして山木屋の人は、そこに来ないと思いますか。」

答「山木屋に避難している人は、もう 65 歳以上の方がたくさん多い中で、家も点々としている。だから、迎えに行ったりとか、誰かが誘って声を掛けたりしなければ、自発的にその場に来るという人は少ないのかなというふうに思います。」

問「実際に、そのイベントがきっかけで帰還したかたというのはいらっしゃるんですか。」

答「いないと思います。」

問「帰還しない理由は何ですか。」

答「イベントをやったからって、イコール帰還につながる、定住するかといったら、それは私は絶対ないと思っています。イベントというのは、あくまでも癒やしの場であって、その日参加して、気持ちはとっても楽になって、また山木屋の人には会えて嬉しかったなという気持ちを持ってるかもしれないけれど、その気持ち

を、じやあ戻って家に帰ったときに、ああ、よかったですから山木屋に帰るかな、などという人はなかなかいないと思うんですが、それは、定住しようか農業だって何だって、自分が山木屋に戻ったときに、何をしたらいいんだろうかというのを戸惑う人がたくさんいるのかなというふうに思います。」

問「少し農業の話があったんですけども、帰還しない理由、こういうところが困るというところは、どんな点があると思いますか。」

答「やっぱり何をしたらいいのかというか、今までやっていた田んぼ畠もやらなくなったり、そんなときに、自分は戻って何をして生活の糧にするのか、何を楽しみに生きていくかというのが持てないんじゃないかなって今の状況だとそんなふうに思っています。」

問「放射能に対する不安というのはありますか。」

答「はい、あります。」

問「山は除染していないですからね。」

答「今の時期だと山菜食べたりなんかできますけど、それもずっとできない状態にあるということで、楽しみがないのかなと思います。」

問「そうすると、そういう復興のイベントというのは、帰還には役立つないと、そういうふうにお聞きしていいですか。」

答「はい。私はそういうふうに思っています。」

(原告遠藤貴美子本人尋問調書28~30頁)

第4 被告準備書面（293）に対する反論

被告は、判決に仮執行宣言を付するのは相当でないとしたうえで、仮に仮執行宣言がなされる場合は、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める、としているが、被告のかかる主張は、自らの責任を棚に上げ、本件事故発生から10年が経過しようとしている段階でもなお争い続けて被害者の苦痛をいやがうえにも増大させつつ、被害を発生させた責任を決して取ろうとしない被告の悪質性を端的に示すものである。被告のかかる姿勢は厳しく指弾されなければならない。

以上